

玄海原発事故による放射能拡散・被曝——規制庁試算方式に基づく問題点

2012年12月25日

美浜の会

玄海原発プルサーマル裁判の会

原子力規制委員会が10月24日に公表した事故時の放射能拡散の規制庁試算（12月13日総点検版）は、7日間で被曝線量100mSvを基準にして、地域防災計画を立てることを求めているが、このような基準自体が極めて無謀なものである（のちに、実効線量で7日間50mSvに改定）。要するに規制委員会は、防災計画の範囲を30km圏内に収めることを目的として、それに合わせるような試算を行っているに過ぎない。

事実、この試算自体が相当な過小評価となっている。その最たるものは「97%値方式」で、最も高い被ばく線量を与えるべき3%分を切り捨てている。規制委員会は、3%分を切り捨てない場合の被ばく線量を公表すべきである。また、方位内では横方向（風向きと直角な水平方向）に平均を取っているが、扇形領域の中心線上では、平均値の数倍の線量になる。

このような隠された内容を正當に評価すると、被ばく線量は著しく高くなり、防災計画によって被害を防ぐという考え方が無意味であることが明らかになる。原発を止めるしか、放射能被害を防ぐ手立てはない。この様相を明らかにしたことに、規制庁試算の最大の意義がある。

留意点、問題点と要請事項

1. 97%値は、高い被ばく線量を与えるべき3%分の263個(1年8760時間の内)のデータを切り捨てているために著しく過小評価となっている。この結果、佐賀方面の南南東への放射線量は、1%の風向きしかないのでゼロとなっている。100%値での被ばく線量を公表すべきである。100%値を採用すれば、7日間で100mSvの最大距離はそれほどでデコボコせずに全体的に似たような値を取ることになると考えられる。7日間で

100mSv (100%値)で65km	97%値で29.1km
50mSv (100%値)で117km	97%値で38km
20mSv (100%値)で約270km	97%値で60~70km

と大きな違いが出てくる。

2. 10月31日の新防災指針で避難の指標7日間で50mSvとしたのであれば、その範囲を規制委員会は提示すべきである。

3. 早期防護措置が取られる段階（事故後1日以降）年20mSvを新防災指針で採用したのであれば、その範囲も提示しないと自治体は対応できない。

4. 田中規制委員会委員長は、「新指針に基づき、各自治体には防災計画を住民の立場で作っていただく」と述べたが、県、市町は、住民へ情報公開と議論の場を作っていくことが求められている。防災計画は住民の理解と協力がなければ実用的な運営が出来ないことは

これまでの土木災害で明らかである。

5. 方位内平均（幅の）を取っているので扇型領域の中心線上では平均値の数倍の被ばく量を与えることに留意する必要がある。

6. 被ばく期間を7日間だけに限っているが、吸入による内部被ばくや地面に沈着した放射能による外部被ばくはその後も継続する。

7. 水道水や食べ物による内部被ばくを完全に無視している。

結論

安全性のためには、年間1 mSv という公衆の被ばく限度を守るのが原則である。チェルノブイリ事故では、年5 mSv が避難の義務ゾーン、年1～5 mSv が避難の権利ゾーン（移住を希望する人に住宅・職などを補償）であった。福島事故での子どもの校庭使用基準、また被曝基準である年20 mSv という高い基準と比較してさえ、遠くに住む住民でも高い被ばくを受けることが明らかになった。避難計画が如何に無意味であるか、やはり原発を止める以外に被曝を防ぐ手段はないことが、規制委員会が公表した試算自体によって明らかになったというべきである。

国、県、市町の防災計画で市民の命をどこまで守ってくれるのか、市民は監視していく必要がある。また九電は、防災計画が成り立たないような広範囲で超危険な原発の事故時の対応を九電がすべて面倒を見るのか、市町の防災計画の問題ではなく九電自身が問われている。